

看護学生に対する『修学資金貸付制度』のお知らせ

町では、将来、町が指定する医療機関において看護師として共に地域医療に携わっていただける学生さんに対し、修学資金を貸し付ける制度を平成28年度から開始しました。この制度では、指定する条件を満たした場合に修学資金の一部又は全部の償還が免除されます。

小鹿野町は医療と保健・福祉が連携した包括ケアを推進しています。是非、この制度を有効活用し将来の夢の実現を目指してみませんか。

【対象】次に示す3項目全てに該当する人

- ①保健師助産師看護師法に規定する文部科学大臣の指定した学校教育法に基づく大学若しくは学校又は都道府県知事の指定した看護師養成所に在学していること
- ②心身ともに健康で礼節を重んじ、学業に励んでいること
- ③学校等を卒業後、小鹿野町の指定する医療機関で看護師として勤務する意志のあること

【貸付金額】 月額5万円

【貸付期間】貸付を決定した月から学校等の正規の修業期間を修了する月まで

【修学資金の償還免除】学業修了後、直ちに看護師として小鹿野町の指定する医療機関に勤務し、その期間が修学資金を借り受けた期間の2倍の期間を超えたときは、修学資金の償還が免除されます。

【修学資金の返還】貸付期間満了後、その翌月までに貸付を受けた修学資金の全額を一括で返還いただきます。

※返還いただけない場合には延滞利息が生じます。



申込&問合せ先

本制度に関する詳しい内容や申込等については、
小鹿野町保健福祉センター・保健課(☎75-0135)
までお願いします。気軽にご連絡ください。